

## 三宅島の現状 (その55)

平成15年5月25日  
三宅村災害対策本部

### 【気象及び火山活動】 5月16日から5月25日

今期間の気象状況は、期間初めは日本の南海上に停滞する前線や低気圧の影響で雨の日が多く、特に15から16日にかけての総雨量は、測候所で115.5ミリ、坪田で149ミリ、阿古で118ミリと各地で100ミリを超える大雨となりました。後半は北日本に中心を持つ移動性高気圧に覆われ晴れた日もありましたが、冷たい北東風の影響で雲の多い状態が続きました。

火山の活動状況は、今期間、16日に三宅島近海、17日には千葉県北東部を震源とする地震により、三宅島ではそれぞれ震度1を観測しました。噴煙の高さは、22日には火口上1000mの白色の噴煙が上がっているのが観測されました。16日に予定されていた火山ガス(SO<sub>2</sub>)の放出量調査は、天候不良のため中止となりました。次回の調査予定日は27日になります。

島内のガス濃度は(SO<sub>2</sub>)は、24日阿古で1.5ppm、26日伊ヶ谷で2.3ppm、を観測しました

### 【復旧の足音】

5月の青い空の下、民家の屋根を補修している「トンカチ」の音、道路現場で慌しく動き回る機械の音、道路を走る大型車の音。これらの音、全ては島の復旧が急ピッチで進められている音です。また、これまで吹いていた「西の風」も「北東の風」に変わり穏やかな空気を感じとることができるようになってきました。今まで初夏を思わせるような穏やかな天気が続いていたかと思うと、もう浴道には「梅雨」を思わせる色鮮やかな「ガクアジサイ」の花がちらほら咲き始め、その季節が間近にせまっていることを感じさせられます。今年も毛虫(蛾の幼虫)が大量に発生していますので日帰り帰宅及び滞在型帰宅で来島される場合は十分に注意してください。

### 【日帰り帰宅及び滞在型帰宅事業】

#### (1) 日帰り帰宅事業の実績

4月16日(水)	伊豆・伊ヶ谷地区	参加者 80名
4月23日(水)	神着地区	船便条件付のため中止
5月7日(水)	阿古地区	船便条件付のため中止
5月14日(水)	坪田地区	船便条件付のため中止
5月21日(水)	伊豆・伊ヶ谷地区	参加者 89名

4月より始まった「滞在型帰宅事業」については前号にてお知らせいたしましたが、初回から天候に恵まれ予定通り実施されています。

#### (2) 滞在型帰宅事業の実績

4月18日から22日	坪田地区	参加者 68名
5月9日から13日	伊豆・伊ヶ谷地区	参加者 105名
5月16日から20日	神着地区	参加者 102名
5月23日から27日	阿古地区	参加者 159名

(問合せ先 : 三宅村災害対策本部 電話 04994-6-1549)

平成 15 年 5 月 30 日

三 宅 村

# 『火山ガスと健康影響』 の説明会開催について

三宅村では、『三宅島火山ガスに関する検討会報告』についての説明会を行ってきました。

この報告書は、帰島のためには大変重要なものであり、島民一人ひとりが確実に内容を理解していただく必要があります。

このことから、6月より『慶應義塾大学医学部』の先生を島内にお招きして『火山ガスと健康影響』などについて、『滞在型帰宅事業』に参加された方、現地で作業をされている方に対し、避難施設（クリーンハウス）を会場として説明会を開催いたします。

また、都内各所での説明会も予定しておりますので、この機会を是非ご利用下さい。

なお、各避難先の集会等で説明会の要望がありましたら、ご連絡ください。

※ 説明会の開催日程については、裏面をご覧ください。

三宅村新宿総合事務所 復興計画担当課

担 当 池田・曾我部・沖山

電 話 03(5320)7826

F A X 03(5388)1603

# 説明会の日程について

## 1 滞在型帰宅事業（参加住民対象） 場所・・伊豆避難施設（食堂）

①6月 7日（土）～6月 9日（月） 20時30分～21時30分（毎日）

②6月14日（土）～6月16日（月） ”

③6月21日（土）～6月23日（月） ”

## 2 現地作業員対象 場所・・伊豆避難施設（食堂）

①6月 8日（日） 13時30分～14時30分

②6月15日（日） ”

③6月22日（日） ”

④6月29日（日） ”

※ 都内各所での、日程等の詳細につきましては、決まりしだい  
お知らせいたします。

# 悪質商法に注意！

こんなことにあったことないですか？

**ケース1** 新聞の勧誘員などが家に居座り、「帰ってほしい」と言ったのに帰らなくて契約してしまった。

**ケース2** 公的機関からの定期点検ということで換気扇をみてもらったが、関連商品を勧められ高額な商品を購入してしまった。

これらはいわゆる **悪質商法** です。

## 予 防 策

### ケース1

ドアを開けずにインターホンやドア越しに、相手、用件などを確認しましょう。開けてしまうと強引に入ってくるケースもあるようです。

※ 役場などの訪問関係者は、事前に電話などで連絡しています。

### ケース2

事前に、管理事務所などからの日時の提示が、回覧、通知があるはず  
です。管理事務所や自治会の方に確認をしましょう。

それでも強引な勧誘を受けて意思の定まらないまま契約してしまったら

**クーリング・オフ制度** を利用しよう！

クーリング・オフについては裏面をご覧ください。

## クーリング・オフ制度について

消費者が契約するとき、セールスマン等に強引な勧誘を受けて意思の定まらないままに契約をしてしまうことがあります。この制度は、このような消費者を救うために活用されています。

クーリング・オフできる期間は表のとおりです。

訪問販売（キャッチセールス等）	8日間
電話勧誘販売	8日間
マルチ商法	20日間
特定継続的役務（エステティックサロン、語学教室等）	8日間
業務提供誘引販売（内職、モニター商法）	20日間

◆ 通信販売は、原則クーリング・オフできません。

◆ 消耗品（化粧品等）で、使用した分は原則クーリング・オフできません。

- 1 契約書面を受け取った日を含めて上記期間内に書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて両面をコピーし、控えとして大切に保管してください。
- 3 ハガキは「配達記録」か「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は全額返金されます。（商品取り引き料金は業者負担となります。）

ハガキの書き方（参考例）

〇年〇月〇日、貴社と〇〇〇の購入契約をしましたが、解約いたします。

つきましては、支払済みの〇〇〇円を至急返金してください。

なお、商品は早急に引き取ってください。

〇年〇月〇日

〒〇〇〇 - 〇〇〇

住所 〇〇市〇〇町〇 - 〇 - 〇

氏名 〇 〇 〇 〇

困ったことがありましたら、三宅村と三宅支庁の総合相談窓口へ  
電話 03-5320-7858 又は 03-5320-7873

消費生活に関わる被害の救済・回復は 東京都消費生活総合センターへ  
電話 03-3235-1155